

公調委平成22年(セ)第10号 松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

- 1 被申請人は、申請人に対し、10万円を支払え。
- 2 申請人のその余の申請を棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、180万円を支払え、との裁定を求める。

2 被申請人

本件裁定申請を棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、被申請人が施工するj病院増改築工事に関し、工事現場付近に居住していた申請人が、工事騒音により健康被害を受け、転居を余儀なくされたなどと主張して、被申請人に対し、民法709条に基づき、転居補償料、治療費及び慰謝料として損害賠償金合計180万円の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 申請人は、平成21年4月から平成22年12月28日まで、千葉県松戸市○○○所在の☆マンション△号（以下「申請人宅」という。）に居住していた者である。

イ 被申請人は、建築、土木等の請負等を業とする株式会社であり、j病院

増改築工事（以下「本件工事」という。）の施工業者である。

（2） 本件工事の概要

ア 本件工事は、別紙1「建物位置図」のとおり、j病院（以下「本件病院」といい、敷地については、同位置図記載に従い、「北敷地」、「南敷地」と表記する。）の既存建物の解体・改修を行うとともに、新1号棟、連絡通路棟、駐車場棟を新築することを主たる内容とする工事であり、これらの建物規模は、次のとおりである（甲1の1・2）。

	新1号棟	上空通路	連絡通路棟	駐車場棟
建築面積	2,500.70m ²	52.80m ²	166.86m ²	820.97m ²
延床面積	11,967.81m ²	52.80m ²	736.95m ²	2,278.25m ²
階 数	地上8階・地下1階	(3・4階部分)	地上7階	地上3階
建物高さ	(新1号棟) 31.00m			
構 造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造
基 础	既製コンクリート杭	既製コンクリート杭	既製コンクリート杭	既製コンクリート杭

イ 本件工事の予定工期は、平成22年9月8日から平成25年10月31日までである。また、平日の作業時間は、午前8時から午後6時までであり（昼休みは午前12時から午後1時まで），原則として日曜日は休日である。（甲1の1，乙7）

（3） 現場の状況

ア 申請人宅と本件工事現場との位置関係は、別紙2「付近地図」のとおりであり（赤太線が本件病院敷地であり、上半分が北敷地、下半分が南敷地である。），申請人宅のある☆マンションは、北敷地の東側に道路を隔てて存在する。そして、北敷地内において、申請人宅から最も近い解体工事地点までの距離は約40m，最も近い杭打工事地点までの距離は約12m，最も近い杭抜工事地点までの距離は約39mであった。

なお、☆マンションや本件病院が存在する地域は、都市計画法上、近隣

商業地域に定められている。（甲2の1，3の1，乙7）

イ 申請人宅内の状況は、別紙3「申請人宅見取図」のとおりであり、申請人は、通常、北側和室で就寝していた（乙6）。

(4) 騒音規制基準

ア 松戸市公害防止条例（昭和47年松戸市条例第14号）及び同条例施行規則（以下、併せて「松戸市条例」という。）によれば、特定建設作業の騒音の規制基準は、特定建設作業の場所の敷地境界線において85dBを超える大きさであり、その大きさを定める方法については、騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値（L5）をもって騒音の大きさとすると定められている。

イ また、数値以外の規制として、その騒音が、午後7時から翌日午前7時までの間に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと、1日10時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと、連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないことなどが定められている。

(5) 本件申請に至るまでの経緯

ア 申請人は、平成22年9月24日、本件工事に伴う事前家屋調査に訪れた株式会社a（以下「a」という。）の担当者に対し、自らが夜勤者であるため、被申請人に騒音対策をするよう伝えてほしい旨依頼したが、その後何らの回答もなかったことから、同月30日、被申請人に直接電話をかけ、本件工事の工事長であるb（以下「b工事長」という。）に説明を求めるなどし、翌10月1日には、同工事長に面談し、自らが夜勤者であり、昼間に就寝していることを告げ、本件工事の騒音について適切な対策を求めた。

イ 申請人は、同月16日、再度被申請人に電話をかけ、b工事長に対して

検討状況を確認するなどした。そして、同月 21 日、申請人は、被申請人との間で協議を行い、防音対策を講じてもらう方向で話が進み、同月 25 日、申請人宅の北側和室及び南側和室に遮音カーテンが、同年 11 月 4 日には、北側和室の窓と引き戸に防音サッシが設置された（乙 1 の 1・2, 2, 6, 7）。

ウ 申請人は、その後も騒音苦情を申し立てていたが、同月 25 日の b 工事長とのやり取りを最後に交渉を打ち切り、同年 12 月 6 日、本件責任裁定申請を行った上で、同月 28 日、申請人宅から松戸市内の別の住宅へ転居した（甲 7 の 1・2）。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 申請人の騒音被害が受忍限度を超えるものかどうか

【申請人の主張】

ア 申請人の生活状況及び被害状況

(ア) 申請人は、災害時等の情報連絡要員及び○○要員として、平成〇年から c 株式会社に勤務しており、就業時間は、基本的に、午後 6 時 15 分から翌朝 9 時 30 分まで、休憩時間は約 5 時間である。なお、申請人は、平成〇年〇月から現場責任者の地位にあり、同年 11 月末に○○装置の入替えがあるなど多忙であった。

(イ) 申請人は、本件工事開始前は、勤務終了後、午前 10 時 30 分ころから午後 4 時 30 分ころまで申請人宅で就寝していたが、本件工事が始まってからは、必要な睡眠時間を全く確保することができなくなった。

睡眠時間を妨害された期間は、本件工事開始から転居までであるが、申請人は、睡眠不足による健康被害を経験し、その影響で、その期間すべてにわたって肉体的・精神的苦痛が生じた。特に、工事の最初は解体工事であったため、申請人宅にいるだけでもかなりの苦痛を感じる状態で、睡眠不足はもちろん、騒音が繰り返される不安と恐怖に悩まされる

日々が続き、申請人宅は住居として安らげる場所ではなくなった。

(ウ) 夜勤者にとって昼間の睡眠は死活問題であり、申請人は、この睡眠時間を確保するために、交通騒音や繁華街などの騒がしい場所を避けて申請人宅を選択したのであり、本件工事騒音がなければ、静かで快適な生活が続けられていたのである。日勤者に置きかえれば、午後8時から午前6時の夜間建設工事が延々と続くということであり、健康とは程遠い過酷な生活を強いられた。

(エ) 被申請人は、申請人が通常の生活リズムと異なる生活リズムを自ら選択したと主張するが、夜勤者は、経済の発展に伴い、社会基盤の整備・生活水準の向上に欠かせない存在であり、申請人のような日本全国を対象として、国民の生命・身体及び財産を守ることを目的とした公共性の高い業務もある。したがって、騒音を発生させる側は、このように生活環境が異なる者についても、その生活環境の保全に努めなければならぬのであり、規制基準の範囲であれば生活環境を損ねる権利があるかのような考えは、公共の福祉に反するものである。

イ 騒音の程度

(ア) 被申請人は、平成22年9月から本件工事に着手し、連日午前8時から午後6時まで、重機等の使用による激しい騒音を頻繁に発生させた。申請人が、申請人宅南側和室において、平成22年11月8日から同月23日まで騒音測定をしたところ、例えば11月16日の場合、80dB以上は122回、75dB以上であれば870回、70dB以上であれば3018回、65dB以上であれば1万618回もの騒音を発生させている。申請人宅と本件工事現場との距離は、約20mないし60mと近接しており、申請人宅が3階であるため、騒音が遮蔽物なしで伝わってくる状況であった。

(イ) また、①平成22年10月23日から同月31までの測定結果を見

ても、この時点では、既に解体工事は終了していたのに、10分間のL5値が80dB以上である時間帯が8件も存在していること、②10月21日の詰合いの際、申請人が85dBを超えていない証拠を提出してほしいと言うと、被申請人は「企業秘密である。」と返答したこと、③裁判委員会からの要請に対しても、解体工事の期間を外して測定結果を提出してきたこと、④被申請人自身、解体工事の騒音とその終了後の騒音とでは大きな違いがあると認識していること、⑤解体工事に最も近い敷地境界線では、上記1週間の測定値よりもさらに大きな値であったと考えられること、⑥上記1週間の測定は、防音シートが設置された後のものであること、⑦上記1週間の測定中の作業は撤去作業であり、申請人が最も大きな騒音と考えているのは、この撤去作業の騒音に、ブルドーザーによりアスファルトを解体撤去するときの騒音と、コンクリート杭をブレーカーやニブラで破碎するときの騒音が混ざったものであることを総合すれば、最も騒音があったとされる解体工事の期間では、L5値が85dBを超えていた可能性が十分に考えられる。

(ウ) なお、被申請人は、その主張ア(イ)において、低騒音型建設機械を使用しているなどと主張するが、重機から発せられる音とは関係なく、質量のある瓦礫や土砂などを高所から トラックに落下させた音、バケットに付着した粘性土をしゃくって落とそうとする音、クレーンに吊るされた金属資材が他の金属資材と衝突する音、鉄板の上を重機が移動しながら作業する音などの様々な動作に対するピーク音については、何ら説明されていないし、85dB以下であっても一般的にうるさいと感じられるのである。

ウ 交渉経過及び被申請人の対応

(ア) 平成22年9月中旬～下旬

工事開始後、申請人は耳栓を購入したが、予想以上に騒音が大きく、

問合わせをしようと考えていたところ、家屋調査の案内文書が投函されていたので、その機会に被申請人に相談することにした。

そして、9月24日、申請人宅の室内調査を行ったaの担当者に、騒音対策をすることを被申請人に伝えるように話した。

しかし、その後、被申請人から連絡がないので、申請人は、9月30日、直接問い合わせをすると、b工事長から、「近隣対策を行ってあるため少し待ってほしい。」と言われた。

(イ) 平成22年10月上旬

申請人は、10月1日、b工事長と面会し、申請人が夜勤労働者であることを説明し、昼間に睡眠が取れるよう対応を求めたところ、同工事長は、騒音が基準内であるため特別な対策は行わないと繰り返し、結局、申請人の申出については検討するということにとどめられた。

なお、申請人は、この時点では直ちに対策を取ってもらえると信じており、転居を希望していなかった。

(ウ) 平成22年10月中旬

被申請人から連絡がないので、10月16日、再び申請人からb工事長に連絡し、状況を尋ねると、何も決まっていないとのことであり、前回と同様、基準内であるため問題がなく、夜勤者に対しても特に騒音対策をすることはないという説明であった。そのため、申請人が、「だったら引越しをするしかない。」と伝えると、費用補償はしないとの回答であったため、工事長の上司も含めた話し合いを持つことを求めた。

(エ) 平成22年10月下旬

10月21日、被申請人側のd参与、e統括工事長、b工事長と面談した。この席で、被申請人は、ようやく防音対策の提案をしてきたが、金銭補償については、他の人にも同様の対応をしなければならなくなることなどを理由に拒絶した。なお、その際、防音対策については壁や床

まで実施して眠れる環境を提供するが、申請人が防音対策を受け入れなかつた場合は訴えればいい、と言わされたので、申請人は、防音対策の実施に応じることとした。

10月24日、被申請人の施工により、申請人宅に遮音カーテンが設置されたが、カタログによれば、遮音データは、「カーテン布の四隅を密閉した状態で測定」という特殊な条件の記述があり、申請人宅に設置してサッシとの空間がある状態では効果が感じられなかつた。

また、10月25日には、工事現場に防音シートが設置されたが、高さが不十分であり、これによって防げる音の入射角や範囲は僅かであるから、カタログにあるような効果を得るのは無理があり、実際、設置後に効果は感じられなかつた。

なお、同日、21日の協議の続行で、被申請人が場を用意して、d参与、e総括工事長、b工事長らと面談したが、被申請人側の態度は、最初から最後まで、防音対策での解決に文句があるなら訴えればいい、というものであった。結局、申請人はその案を呑まされてしまった。

(オ) 平成22年11月上旬

11月4日、被申請人の施工により、申請人宅に防音サッシが設置されたが、その効果も密閉された状態の遮音データに基づくものである。申請人宅にはエアコンのドレインホースの穴が開いていたことから、サッシのメーカーに問い合わせたところ、音漏れは必ず生じ、遮音効果は半減するとの回答があつた。

そして、4日と5日には、防音対策の効果の確認のため騒音測定が行われた。

4日の敷地境界における騒音ベルは、L5値64.9dB（午後2時台は77.3dB）であり、北敷地F棟付近で生じた瞬間的な衝撃音は、86.4dBであった。なお、この日の測定対象は、重機のアイドリング音

が中心であり、申請人宅内の騒音レベルは、既存サッシのみを閉めた状態で50～60dB、防音サッシと遮音カーテンを閉めた状態では35～45dBであった（約15dBが低減された。）。

5日には、申請人の要望で、単管パイプを倒した衝撃音を測定してもらったところ、外部騒音で70dB前後、既存サッシのみで60dB前後、防音サッシと遮音カーテンを閉めると45dB前後であった。

(か) 平成22年11月中旬

防音サッシ設置後、申請人が、被申請人の対応がなくなったので、1月12日、b工事長に問い合わせると、室内環境が65dB以下であれば法的に問題ないと回答であった。そこで申請人が、被申請人に対し、以前の協議の際、眠れる環境を提供すると約束していたことを指摘し、効果が不十分であることを伝えると、サッシを厚くするなどと提案してきたが、とても受け入れる気になれず、それを断って転居する意向を伝えた。

その後、転居補償の問題についても、被申請人からは何の連絡もなかったので、本件裁定申請書の作成を進めていたが、裁定手続自体、申請人にとって負担となるため、最後に被申請人に対してこれまでの経緯等を説明したいと考え、被申請人に連絡を取り、11月19日、申請人宅に来訪した工事担当のfに対し、これまでの経緯を説明し、単管パイプを倒した音を体感してもらった。その際、fは、「普通なら起きてしまう。」と述べていた。fに対しては、b工事長に申請人の意向を伝えてもらい、転居補償をするかどうか連絡を待つこととなった。

(キ) 平成22年11月下旬

転居補償に関し、被申請人から回答がないため、11月25日、被申請人に対して問い合わせると、b工事長から「因果関係は認めるが補償はしない。」と告げられた。このため、申請人は、作成した本件裁定申

請書を公調委に送付することとした。

エ　まとめ

申請人としては、本件工事の騒音レベルが規制基準値内であること自体は争わないが、上記の経緯に照らせば、被申請人は、申請人が夜勤労働者で昼間に睡眠を摂る必要があるという特殊事情を考慮し、申請人の生活に配慮する義務を負っていたのであり、そのような配慮がなされなかつた以上、申請人の騒音被害は受忍限度を超えていた。

【被申請人の主張】

ア　騒音の程度

(ア) 一般論として、騒音の程度が近隣住民の受忍限度を超えているか否かについては、その騒音被害の内容・程度、騒音による侵害行為の態様や騒音の規制基準・環境基準との関係、当事者間の交渉経過、原因行為の公共性等の検討に加え、被害者側の特殊事情を斟酌し、当該被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるかどうかを総合的に判断しなければならない。

そして、騒音規制法においては、特定建設作業による騒音が、環境大臣の定める基準に適合せず周辺の生活環境が著しく損なわれる場合には、騒音防止方法を改善すべきことを勧告することができるとされているが、上記政令により定められた騒音規制基準値は、騒音を 85 dB以内に収めるというものである。

(イ) 本件工事全体の工期は、平成 22 年 9 月から平成 25 年 10 月までであるが、そのうち、北敷地の工事は、平成 22 年 9 月から平成 24 年 3 月までの期間である。申請人宅と本件工事現場の敷地境界とは、最も近い箇所の直線距離で、公道を挟んで約 20 m であるが、申請人が 9 月から 10 月に実施した解体工事の場所とは、約 60 メートルの距離がある。また、本件工事現場の周囲には、9 月 20 日から、高さ約 3 メートルの

鋼製の仮囲いを設置し、10月25日には、その上部に高さ約2メートルの防音シートを設置しており、工事騒音は遮蔽されている。さらに、被申請人は、騒音規制法を遵守し、低騒音型建設機械を使用するなど、騒音の抑制に努めている。

そして、松戸市環境課が、平成22年10月26日に本件工事現場敷地境界で測定した結果も、騒音規制法及び松戸市公害防止条例の基準値内であり、松戸市からは特段の指導を受けていない。

(ウ) 被申請人が、騒音規制法に基づく測定方法で、平成22年11月4日及び同月8日に測定した値を見ると、工事時間帯は70dB弱程度であり、規制値である85dB内に収まっており、同月8日から同月23日まで測定した結果も、85dBを大幅に下回るものであった。

11月4日には、本件工事担当者のfが、申請人宅の北側和室で、防音サッシ設置後の遮音効果を確認するために騒音測定を行っており、その結果、設置後は、騒音が15dB程度軽減され、35～45dB程度となつたことを申請人も確認している。

翌5日にも、本件工事担当者のgが、申請人宅内において騒音測定を実施しているところ、その結果は、サッシを開放した状態では70dB前後であった騒音レベルが、既存サッシを閉めた状態では60dB前後に、防音サッシも閉めると、寝室奥では37dB程度に低減した。

さらに、11月19日には、申請人の要望どおり、単管パイプを鉄板の上に倒した時に発生する音を測定したが、申請人宅内で35～45dB程度であった。

(エ) このように、本件工事における騒音は、基準値である85dBを大幅に下回るものであった。また、本件工事現場の敷地境界から申請人宅までは約30メートル離れていることから、騒音レベルは距離減衰することが考えられることに加え、申請人宅のガラス窓、遮音カーテン、二重サ

ッシ（既存サッシと防音サッシ）の遮蔽物があることから、さらに減衰することは明らかである。なお、上記解体工事中、申請人以外の住民からは苦情の申し出はなかった。

イ 本件工事の公共性

本件工事は、本件病院の発注に基づくもので、同病院は、現在283床を有する千葉県内有数の総合病院であるところ、総合医療の充実と、さらなる地域医療に貢献するために、同病院の増改築を目的として発注されたもので、公共性の高い工事である。そのため、被申請人は、近隣住民の協力と理解を得るために、工事協定を締結した上で円満円滑に工事を遂行している。

ウ 申請人との交渉経過

(ア) 平成22年9月中旬～下旬

9月30日に申請人から「夜勤で昼間寝ているので、うるさくて眠れない。」との苦情があり、b工事長が翌日訪問することとなった。

なお、施主及び被申請人は、本件工事の開始に当たり、平成22年9月4日及び6日、近隣住民に対する工事説明会を開催し、出席した計26名の住民に対して、工事概要等を説明するとともに、欠席した近隣住民には、「施工に関するお約束事項」という文書を配布した。さらに、aに調査業務を委託して、同月21日から☆マンションを含む近隣家屋の事前調査も実施している。

(イ) 平成22年10月上旬

10月1日、b工事長は、申請人宅を訪問し、申請人に対し、工程説明とともに、解体工事が終われば騒音も改善されることを説明した。これに対し、申請人から、「うるさくて眠れない。引越しも考えており、その場合は費用を負担すべきでは。」と告げられたため、b工事長は、騒音は法律の基準内とするよう努めていること、低騒音型重機を使用し

て騒音に配慮していること、近隣住民との工事協定の協議中であることなどを説明した。しかし、申請人は、「夜勤者なので特別な対応をするべきだ。」として、転居費用を負担するよう要求してきたため、b工事長は、夜勤者だけに金銭補償することは困難であることを説明し、さらなる対応については持ち帰り検討する旨を伝えた。

(ウ) 平成22年10月中旬

10月16日、申請人からb工事長に電話があり、再度協議を行った。その際、申請人から、転居費用の補償について再び質問があつたため、b工事長は、費用補償はできないが、防音対策は検討中であることを伝えた。しかし、申請人は納得せず、上司を呼ぶように求めたため、後日、上司を同行して協議をすることとなった。

(エ) 平成22年10月下旬

10月21日、被申請人のd参与、e統括工事長、b工事長が申請人宅に赴き、申請人と面談した。申請人からは、睡眠時間が取れない状況であることを告げられ、どのような対応が可能か尋ねられたため、被申請人側は、防音サッシや遮音カーテンの取付けで対応すること、解体工事は11月中に終了する予定であることを説明し、転居費用の支払はできないことの理解を求めた。しかし、申請人は納得せず、不動産会社に行って協議をすることを要求したため、全員、申請人宅の管理会社

(h)に行き、再度協議を行った。被申請人側は、そこでも上記と同じ説明をしたが、申請人は、申請人の生活に合わせた工事ができないのなら転居をするしかないと申し出た。これに対し、本件アパートのオーナーは、騒音問題が他の賃借人へ波及することを懸念し、防音対策の実施を求めたため、まずは防音対策を施すという方針が決まった。

その日の午後に、申請人からb工事長に対して、すぐに遮音カーテンを取り付けるように依頼があった。そこで、10月22日、申請人宅の

採寸を行い、同月 25 日、遮音カーテンの取付けを行った。

また、被申請人は、同日、本件工事現場東側の仮囲い上部に、高さ約 2 メートルの防音シートを設置したが、申請人から、防音シートの高さが足りず、効果がないとの申出があった。しかし、解体の衝突音等の発生は地面に近い場所であり、低い位置から伝搬するため、高さ的な問題はなく、そのことを申請人にも説明した。なお、同日に、被申請人が協議の場を設けて申請人と面談したことはない。

その後、10月27日、申請人から、遮音カーテンの効果がないことの連絡があったため、b 工事長は、直ちに防音サッシを取り付ける旨を申し出た。

(オ) 平成 22 年 11 月上旬

11月4日、申請人宅寝室（西側道路に面した窓及び隣室側の引き戸の 2 箇所）に防音サッシを設置し、同日と 5 日に騒音測定を行った。その結果、外部騒音が 70 dB 前後であったのに対し、防音サッシと遮音カーテンを閉めた室内では 45 dB に低下していた。

なお、11月5日には、単管パイプの衝撃音の測定は行っておらず、かかる測定は、後記のとおり 11 月 19 日に行ったものである。

(カ) 平成 22 年 11 月中旬

被申請人は、防音対策の有効性が確認されたと認識していたが、11 月 12 日、申請人から「これで対策は終わりか。」との連絡があり、4 日の外部騒音測定中に瞬間的に 86.4 dB を示したことを主張された。b 工事長が、L5 値では基準内であることを説明しても、被申請人は納得しなかったため、サッシガラスを厚くすることを提案したが、申請人はそれを拒絶した。なお、申請人は、このときには、転居費用の補償は求めていない。

11 月 19 日に、申請人から、測定に来てほしいとの申出があったた

め， f が申請人宅を訪問した。申請人は， 単管パイプを鉄板上に倒した際の瞬間的な騒音を測定することを求め， f がこれに従って測定したが， その数値は申請人宅内で 35 ~ 45 dB であった。しかし， 申請人は， 寝ていても起きてしまう音であると苦情を述べたので， f は， b 工事長に伝えると回答し， 退出した。なお， このときも申請人は， 転居費用の補償の話はしていない。

(イ) 平成 22 年 11 月下旬

11 月 25 日， 申請人から転居を決意したとの連絡があり， さらに， 転居費用を被申請人が負担すべきであるとの要求がなされた。 b 工事長が， 解体工事は間もなく終了すること， 防音対策が効果を上げていること， これ以上の防音対策は申請人が拒否したために提案できないことを説明し， 転居費用は負担できないと回答したところ， 申請人は一方的に電話を切った。

なお， 北敷地における解体工事は， 11 月末に終了している。

エ まとめ

本来， 夜勤者は， 昼間に発生する様々な生活騒音をはじめとして， 交通騒音や本件のような工事騒音など， 大半の人々が起床後， 一日の中で最も活発に活動している最中に就寝するという， 通常の生活リズムと異なる生活リズムを自ら選択しているのである。したがって， 昼間の騒音に対する受忍限度は， たとえ申請人にとって就寝時間であったとしても， それを前提に決定することが許されないのは当然であり， 原則として， 大半の人々が昼間に通常の生活をしている生活環境を前提として， 昼間発生する騒音に対する受忍限度の程度を検討すべきである。

また， 申請人は， 一日の仕事明けから次の仕事までに実質 2 日間の休みがあり， 就寝時間帯を若干移動するなどの工夫が可能であるし， 勤務時間中にも約 5 時間の休憩・仮眠を取ることは可能であったのであるから， 睡

眠時間も必要に応じて確保できていたとみるべきである。

そして、上記のとおり、本件工事により発生した騒音は、規制値よりはるかに小さく、何ら騒音対策の改善を勧告されるものではなかった上、被申請人は、申請人のためにできる限りの改善策を講じてきたという事情に照らせば、本件工事による騒音レベルは、申請人の就寝時という特殊環境を考慮に入れても、申請人にとって当然受忍すべき範囲のものであったことは明らかである。

(2) 因果関係のある損害発生の有無と損害額

【申請人の主張】

ア 転居のための補償料 60万円

申請人は、被申請人が転居費用の補償に応じず、睡眠不足や疲労が限界に来ていたことなどから、やむなく自費で転居せざるを得なかつた。被申請人の講じた防音対策（遮音カーテン、防音シート、防音サッシ）では、15dBを減じた程度であり、昼間に睡眠を取れない状況に変わりはなかつたため、転居は合理的かつ確実な解決方法であった。

申請人は、転居するまでの間、睡眠不足による多大な肉体的・精神的苦痛を被つた。この転居に伴う補償料としては、60万円（家賃5万7千円×約10.5か月）が相当である。

なお、被申請人は、その主張アにおいて、転居が本件工事とは関係なく、以前から計画されていたものであるかのような主張をするが、申請人は、被申請人から提案された防音対策に応じており、その後の交渉経過をふまえて転居を決意するに至つたのであるから、本件工事と因果関係があることは明らかである。

イ 不眠症の治療費 1万円

申請人は、本件工事の騒音によって不眠症に陥り、その治療費等として、次の金員を拠出したので、このうち1万円を請求する。

- (ア) 耳栓 577円
- (イ) 斎藤内科・心療内科クリニック 1440円
- (ウ) 北松戸メディカルクリニック 3610円
- (エ) 薬局東京ファーマシー 920円
- (オ) 交通費 780円
- (カ) 栄養ドリンク・カフェイン飲料等 約3000円

ウ 慰謝料 119万円

本件工事開始から申請人が転居するまで（平成22年9月8日ころから同年12月28日まで）に生じていた騒音の程度や被申請人の不誠実な対応、申請人の被害の程度を考慮すると、申請人がこうむった肉体的・精神的苦痛を慰藉するには、119万円が相当である。

エ 合計 180万円

【被申請人の主張】

ア 転居について

申請人が被申請人に転居の通知をした11月25日は、被申請人による防音対策がとられた後であり、解体工事が終了する11月末日の直前である。申請人は、被申請人から解体工事の完了日について説明を受け、それ以降は騒音が低下することも理解していたものである。また、そもそも、申請人は、苦情を申し立てた当初から、防音対策より転居費用等の金銭補償を望んでいた。そうすると、申請人の転居は、当初から計画されていたものであり、本件工事を奇貨として、その費用の負担を要求してきた疑いを払拭できない。

したがって、申請人の転居と本件工事の騒音との間には因果関係がない。

イ 不眠症について

申請人が提出した証拠からは、平成22年10月29日と11月5日に診療を受けたことが窺えるのみで、医師が不眠症であるとの診断をしたこ

とについては明らかにされていない。また、処方内容が不眠症治療のためのものか否かも不明である。したがって、申請人が本件工事の騒音に起因して不眠症に罹患したことは認めることができない。

なお、申請人は、診療機関での診療費等以外に、ドリンク剤等の費用も計上しているが、それらが不眠治療に必要なものか否かも不明である。

ウ 慰謝料について

119万円という慰謝料の根拠が明らかにされておらず、申請人の主張する肉体的精神的苦痛の大半は、申請人の思い込みによる可能性を否定できない。

第3 当裁判委員会の判断

1 争点(1)（申請人の騒音被害が受忍限度を超えるものかどうか）について

(1) 認定事実

前記前提事実、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 申請人の生活状況

(ア) 申請人は、平成11年11月から、一般警備、特殊警備等を業務とするc株式会社に入社し、要請のあった現場に派遣されて警備等に従事している者である（甲21，34）。

(イ) 本件工事開始当時、申請人は、東京都千代田区霞が関で、夜間の情報連絡・設備点検・データ管理等の業務に従事しており、その勤務態様は、基本的に、2日連続の夜勤（午後6時15分から翌午前9時30分まで。休憩時間は、仮眠時間を入れて約5時間）を行い、2日目の勤務明けから翌日の夜勤開始までが休日というものであり、これを6名の所属隊員によるローテーション（常時勤務者3名）で行っていた。なお、本件工事開始当時、申請人は、現場責任者の立場にあった。（以上、甲12，21、申請人本人）

(ウ) 申請人は、上記の勤務態様に合わせて睡眠時間を取りようにしており、連続夜勤の1日目の勤務が終了すると、午前10時30分ころ帰宅し、午後4時30分ころまで約6時間睡眠を取り、午後5時ころには申請人宅を出発して2日目の夜勤に入り、それが終了すると、帰宅して午前10時30分ころから午後6時30分ころまで約8時間睡眠を取り、その後の翌午前8時ころまでの夜間を日常的な活動時間とし、午前8時からは再び約8時間睡眠を取り、次の連続夜勤を迎えるという、昼夜逆転の生活を送っていた。（以上、甲12、21、申請人本人）

イ 申請人が転居するまでの本件工事の内容

(ア) 被申請人は、本件工事を請け負い、平成22年9月1日付けで、松戸市に特定建設作業実施届出書を提出した。同届出書には、松戸市公害防止条例施行規則別表第3の騒音に係る特定建設作業の種類として、バックホー等を使用する作業（6号）、コンクリート圧送作業（7号）及びコンクリートカッターを使用する作業（8号）が記載され、これらの作業に使用する機械として、バックホウ、コンクリートカッター及びコンクリート圧送が記載されている。なお、被申請人が本件工事に用いたバックホウは、いずれも環境大臣が当該機械から10m離れた地点における騒音が80dBを超えないものとみなされるものとして指定した低騒音型建設機械である。（以上、25の2、乙11、12、21ないし23）

(イ) 同月4日及び6日には、被申請人は、近隣住民に対する工事説明会を開催し、工事概要と施工に関する約束事項が記載された文書を配布するとともに、説明会に欠席した住民に対しては、これらの文書を戸別に投函する措置を取った（申請人宅にも投函された。）。同文書には、建物規模や予定期、作業時間や休日（前記前提事実記載の(2)記載の事項）等が記載され、騒音・振動に関しては、「騒音・振動を伴う作業に

あたりましては、関係法令で定められた規制基準を順守するとともに、騒音・振動の抑制のため使用機械および使用工法の選定に配慮し、かつ、その設置場所および使用方法につき十分留意して防護措置を講じます。」と記載されていた。（以上、甲1の1、乙10、参考人b）

(ウ) 本件工事の初期段階における主な施工内容は、北敷地南側に存在するD棟（鉄筋コンクリート造3階建・延べ床面積約570m²）、F棟（鉄骨造2階建・延べ床面積約200m²）及びその間に建つプレハブ棟（延べ床面積約8m²）の解体・破碎工事、北敷地内に以前存在したマンションの杭（以下「既存杭」という。）の引抜・破碎工事、建設予定の新1号棟外周の山留工事であり、その準備作業は、同年9月8日ころから開始された。

また、被申請人は、本件工事に伴う環境調査をaに委託し、同社において、近隣家屋の事前調査が同月21日から実施された。（以上、甲1の3ないし甲1の5、乙19）

(エ) 仮設材の搬入、仮囲いの設置、解体建物の外周足場架けなどの準備作業が終了した後、同月24日ころから、C棟とD棟をつないでいた上空通路の内装解体が開始され、同月25日にはF棟の内装解体、同月27日にはF棟及びプレハブ棟の建物解体並びにD棟の内装解体が行われた。そして、F棟及びプレハブ棟の解体材の仕分け・搬出、D棟のスタイル撤去・内装解体、F棟の土間解体、上空通路解体、D棟建屋解体などが同年10月15日ころまで行われ、引き続き、D棟の小割り・壁倒し・基礎解体とそのガラ搬出が同月28日ころまで行われた。

また、同月25日と26日には、北敷地のアスファルト舗装を解体・撤去する作業も行われており、これらの解体作業が終了した後、同年1月8日から同月15日ころまで、既存杭の引抜き・破碎作業が行われた。（以上、甲1の3ないし甲1の5、乙7、10、17ないし20

〔枝番号を含む。〕，参考人 b）

(オ) なお，解体等の作業に用いられた建設機械は，ブレーカー，ニブラ，バックホウ，ブルドーザー，杭抜機，油圧ショベル等であり，被申請人は，D棟の解体の際には，建物の三方（東西南）に高さ約11mの防音パネルを設置していた（その防音性能は，カタログ上では，500Hzにおける透過損失18dB以上，1000Hzにおける透過損失23dB以上とされている〔乙13〕。）（甲29，乙7，10，13，参考人b）。

(カ) 解体工事と並行して，新1号棟の外周の山留工事として，シートパイルを油圧で打ち込むとともに，地下に補強ソイルを施工する作業が行われており，このうちシートパイルの打設作業は，同年10月1日ころから11月17日ころまで続けられ，この間，パイラー，ラフタークレーン（25t）及び油圧ショベルが常時約1台ずつ稼働していた。

また，補強ソイルの施工は，同月10日ころから同年12月17日ころまで続けられ，作業中，杭打機，クローラークレーン（70t），及び油圧ショベルが常時約1台ずつ稼働していた。（以上，甲1の3ないし甲1の5，乙719，20〔枝番号を含む。〕）

(キ) 同年11月27日ころから，新1号棟建設のための杭打工事が開始され，同年12月末ころまでに104本の杭が打設された。この杭打工事では，杭打機，クローラークレーン（70t），ラフタークレーン（35t）及び油圧ショベルがそれぞれ常時約1台ずつ稼働していた。（以上，甲1の5，乙7，20）

ウ 本件工事に伴う騒音

(ア) 被申請人による測定結果

① 平成22年10月18日から同月20日までの3日間（午前9時，午前11時，午後2時，午後4時の1日4回），被申請人の工事担当

者である g が、北敷地の内外 7箇所で、騒音計を用いて瞬時値を測定した結果は、別紙4「j 病院増改築工事騒音測定表」のとおりである（乙9）。

② 平成22年10月23日、同月25日から同月30日までの合計7日間、被申請人が、北敷地東側の仮囲い上部（☆マンションの正面付近）に設置した騒音計により測定した結果は、表-1のとおりである（乙8）。なお、測定結果は、作業時間中の10分毎のものであり、表-1に記載した騒音レベルは、各日の各評価方法における最大値である（単位はdB）。

【表-1 作業時の騒音レベル】

	Leq	Lmax	L5	L50
10月23日	71.7	90.0	77.7	69.2
10月25日	79.0	102.3	81.2	72.1
10月26日	76.3	102.5	75.7	70.2
10月27日	71.1	95.4	74.7	63.6
10月28日	72.0	90.0	77.1	69.3
10月29日	75.0	97.2	81.4	71.4
10月30日	75.2	101.9	79.0	71.1

なお、Leqは等価騒音レベル、Lmaxは最大値、L5は5パーセント時間率騒音レベル（90パーセントレンジの上端値）、L50は50パーセント時間率騒音レベル（中央値）である。

また、同年10月31日は日曜日のため、本件工事は行われていなかったが、同日も上記と同様の測定が行われており（暗騒音が測定される。），この暗騒音の各評価方法における騒音レベル最大値は、Leq=65.4dB、Lmax=89.3dB、L5=67.2dB、L50=53.9dBであった。

③ 平成22年11月8日から同月23までの間、被申請人が上記②と同じ場所に設置した騒音計で測定した結果は、別紙5「平成22年11月測定結果」の被申請人欄記載のとおりである（甲10）。なお、評価方法は、L5によるものである。

(イ) 松戸市による測定結果

松戸市職員は、平成22年10月26日と同月29日、北敷地の東側において、作業中の騒音の測定を行った。その結果、同月26日のバックホウによる土砂積込み作業音は77dB、バックホウのエンジン音は65dBであり、同月29日のスケルトンによる振るい作業音は79dB、バックホウの音は69dBであった（いずれもL5値と考えられる。）。

（以上、甲3の1・2、23の2）

(ウ) 申請人による測定結果

申請人は、平成22年10月29日ころ、自ら騒音計を購入し、同年11月初旬から同年12月にかけて、申請人宅南側和室の窓際に騒音計を設置し、窓を開放した状態で、本件工事に伴う騒音を測定していた。このうち、同年11月8日から同月23までの間（上記(ア)③に対応する期間）の測定結果は、別紙5「平成22年11月測定結果」の申請人欄記載のとおりである。（以上、甲7の7、8の1、9、10、申請人本人）

エ 当事者間の交渉経過と被申請人の対応

(ア) 申請人は、北敷地での解体工事が開始されてすぐに、騒音による睡眠妨害を感じ、平成22年9月24日、被申請人から事前家屋調査業務を受託して申請人宅の室内調査に訪れたaの作業員に対し、申請人が夜勤者であることと騒音対策をすることを被申請人に伝えるよう依頼した（甲21、申請人本人）。

(イ) ところが、aの作業員が被申請人に申請人の要望を伝えることを失念

し、1週間経過しても被申請人から何らの回答もなかつたことから、申請人は、改めて同月30日、被申請人の千葉支店に直接電話をかけて苦情を申し立て、その後折り返し電話をかけてきたb工事長に対し、自らが夜勤者であることを告げた上で、工事騒音による睡眠妨害を訴え、申請人宅に説明に来るよう求めた。そして、申請人は、同年10月1日、b工事長と面談し、騒音被害について何らかの対策を講じることを求めた。これに対し、b工事長は、工事には低騒音型重機を使用しており、騒音も規制基準値内であること、最も騒音が激しい解体工事は11月末には終了する予定であること、町会などとの間で本件工事に関する近隣協定を締結する予定であることなどを説明した上で、申請人を特別扱いすることは困難との見解を示したが、なお対応については持ち帰り検討することとなった。

なお、b工事長は、同年10月1日の段階で遮音カーテンや防音サッシ設置の提案をした旨の供述をするが、そもそも、被申請人は、苦情者に対して個別対応を取ること自体に消極的であり、同日、b工事長が説明した内容も、個別対応を全面的に否定する趣旨と解されるから、この段階で、同工事長が独断で遮音カーテン設置等の個別対応を提案することは不自然であり、また、申請人は、以下のとおり、同月2日の本件病院に対する電話の中で、そのような提案があったとは全く述べておらず、かえって、複数の提案を出してもらいたいと述べていることから見ても、この点に関するb工事長の供述は直ちに信用できない。（以上、甲21、乙10、申請人本人、参考人b）

(ウ) 申請人は、こうした被申請人の対応に不満があつたことから、同月2日ころ、本件病院に電話をかけ、工事騒音に対する苦情を述べるとともに、被申請人の対応について不満を述べた。その際、申請人は、被申請人が個別対応を何もしないなら引越しをするしかないと話し、複数の対

応策を提示してほしいとの希望を述べていた。

なお、被申請人は、申請人が当初から転居費用を強く要求していた旨主張し、b工事長もこれに沿う供述をするが、同月2日に本件病院に電話をかけた際の申請人の相談内容は、「個別対応はできないと言われた。何もできないなら、引っ越しすしかない。その場合、引越し代は出るのか。」というものであり、転居することは、他に何らの対応もされない場合の最後の手段として位置付けていたことが窺われ、かつ、上記のとおり、複数の対応策の提示を求めていたことからすれば、申請人が、当初から転居費用を要求していたとは考えられず、この点でもb工事長の供述は直ちに信用できない。（以上、甲21、乙10、16、申請人本人、参考人b）

(イ) その後2週間経過しても被申請人から回答がないため、申請人は、同月16日、再度被申請人に連絡し、b工事長に対して、検討状況を確認した。しかし、b工事長の回答は同月1日のやりとりとほとんど変わらないものであり、具体的な検討が進んでいない様子であったため、申請人は解決の見込みがないと考え、「だったら、引越しをするしかない。」と切り出し、そのための金銭補償を要求した。しかし、この要求に対しても、b工事長の回答は、金銭補償はできないというものであったことから、申請人は上司を同行するように指示し、その日の話を打ち切った。また、申請人は、こうした被申請人の対応を受けて、同月18日、松戸市役所に電話をかけ、騒音の苦情を述べた上で、引越しをした場合に工事業者に料金を負担してもらえるかどうか尋ねるなどした。他方、被申請人がハンディタイプの騒音計による測定を開始したのは、同月18日からであり、自動計測式の騒音計を☆マンション正面の仮囲い上部に設置したのは同月23日である。

なお、b工事長は、同月1日に申請人と面談してから、直ちに社内で

協議を行い、同月 16 日の時点では、遮音カーテン等の防音対策や騒音計については手配中であった旨供述し、被申請人千葉支店管理部長 i もこれと同内容の陳述書（乙 15）を作成しているが、被申請人の具体的な対応が、同月 16 日に申請人から催促を受けてからなされたものであることは、時系列から見て明白であり、同月 1 日以降社内で対応が進んでいたという上記供述や陳述は信用できない。そもそも、大手建設会社である被申請人が、社内にハンディタイプの騒音計を 1 台も常備していないこと自体、にわかに信じられないが、それを措くとしても、騒音計を購入又はレンタルするために 2 週間以上要することについての合理的な説明はないし、遮音カーテンや防音サッシは、特殊な形状でない限り、注文すれば速やかに納品されるものと考えられ、数週間前に部材のみ先行手配するという手続が必要であるという説明も信じ難い。結局、同月 1 日に申請人から直接苦情を受けてから同月 16 日に催促されるまでの間、社内協議中あるいは手配中であったという被申請人の主張は、不自然かつ不合理であり、採用することができない。（以上、甲 21, 23 の 2, 乙 9, 10, 申請人本人、参考人 b）

(オ) 申請人は、同月 21 日、申請人宅を訪れた被申請人の d 参与、e 総括工事長及び b 工事長と協議を行った。

その席上、申請人は、再度自らの夜勤の業務内容等を説明し、例外的な対応を求めたが、被申請人側からは、転居費用の金銭補償をすることは強く拒絶され、代わりに、防音サッシや遮音カーテンの設置などの防音対策を施すことを提案された。

しかし、申請人はその場では納得できず、被申請人側出席者と、☆マンションのオーナーとともに、同マンションの管理会社に赴き、担当者を交えて協議を続けた。その席上、☆マンションのオーナーが、騒音問題を理由に転居者が出れば他の賃借人にも影響することを懸念し、被申

請人側が提案する防音対策の実施を求めたため、申請人も、睡眠が摂れる環境を提供してもらうという前提で、いったんは被申請人の提案に応じることとした。

また、申請人は、この協議後の同月22日、松戸市役所に電話をかけ、再び騒音苦情を述べるとともに、転居費用を負担しないという被申請人の態度について不満を述べ、さらに、同じ日に本件病院にも電話をかけ、被申請人の対応が遅いことについて不満を述べ、工事騒音による睡眠妨害が深刻であることを訴えていた。（以上、甲21、23の2、乙10、16、申請人本人、参考人b）

(カ) 被申請人は、同月21日の協議を受け、まず申請人宅に遮音カーテンを設置することとし、同月22日、申請人宅の採寸を行った上で、同月25日、北側和室及び南側和室の窓に遮音カーテンを設置した。なお、この遮音カーテンは、ポリエステル生地の裏側にアクリル樹脂がコーティングされたもので、カタログ上、その透過損失は、4000Hzで16～17dB程度とされている。

また、被申請人は、同日、工事現場側の防音対策として、北敷地の周囲に設置した仮囲い東側（☆マンション側）の上部に、高さ約2mの防音シートを設置した。この防音シートは、素材に高強力ポリエステル糸を使用した、厚さ1mmのものであり、カタログ上、その透過損失は、4000Hzで26dB（500Hzでは12dB）とされている。

ところで、申請人は、遮音カーテン設置当日、松戸市役所に電話をかけ、被申請人が騒音測定結果を提示してくれないことに不満を述べ、被申請人を指導することを求め、市に対しても騒音測定を実施することを求めた。他方、被申請人も、遮音カーテン設置後、市役所に赴いて対応を相談しており、その中で、オーナーの了解が得られれば防音サッシも検討しているが、他の住民への波及も懸念していること、騒音測定は作

業中に行っているが、そのデータは社内規程で公開しない扱いであることなどを説明していた。（以上、甲21、23の2、乙1の1・2、7、10、申請人本人、参考人b）

(イ) 被申請人の上記対策に対し、同月27日、申請人から、効果がない旨の連絡があったため、被申請人は、次の対策として防音サッシを取り付けることとし、同年11月4日、申請人が寝室として使用している北側和室の窓とダイニングへ通じる引き戸の2箇所に防音サッシを設置した。これにより、同室西側（本件工事現場側）の窓は、既存サッシと防音サッシの二重構造となった。この防音サッシの効果として、カタログ上では、80dB程度の外部騒音を40～50dB程度まで低減できるとされている。（以上、甲21、23の2、乙2、7、10、申請人本人、参考人b）

(ウ) 被申請人は、防音サッシの効果を確認するため、それを設置した同月4日午後4時ころ、申請人宅内で騒音測定を実施した。その結果、サッシと遮音カーテンをすべて開放した状態では、瞬時値で86.4dBを計測したが、既存サッシを閉めた状態（遮音カーテンなし）では50～60dBとなり、さらに防音サッシと遮音カーテンを閉めると35～45dBまで騒音が低減した。なお、このときの騒音の主音源は、重機のアイドリング音であり、北敷地東側の敷地境界に設置された騒音計では、午後4時のL5値は64.9dBであった。

また、被申請人は、翌5日午後2時ころにも申請人宅で騒音測定を行っており、その結果は、サッシと遮音カーテンをすべて開放した状態では、70dB前後であったが、既存サッシを閉めた状態（遮音カーテンなし）では60dB前後となり、さらに防音サッシと遮音カーテンを閉めると45dBまで低減した。なお、この騒音の主音源については、申請人から、工事現場で単管パイプを鉄板上に倒したときの音を測定してほしい

との要望があったため、被申請人が、そのとおりの作業音を発生させたものである。（以上、甲21、乙3の1、4、5、10、申請人本人、参考人b）

(k) 被申請人は、上記防音対策により問題が解決したと考えていたが、申請人は、その効果に満足しておらず、同月12日、再び被申請人に連絡し、さらなる対策を施す意向の有無を確認した。これに対し、b工事長は、規制基準との関係では現状で問題はない旨説明したが、申請人は、同月4日のサッシ等の開放状態での測定時に瞬時値86.4dBを計測したことを探り出し、対策が不十分であることを主張した。このため、b工事長は、さらなる対策として、サッシガラスを厚くすることを提案したが、申請人は、自らの希望する状態は到底かなえられないと判断し、その提案を断り、引越しをすることを決意し、そのことを告げた。（以上、甲21、乙10、申請人本人、参考人b）

(l) 申請人は、転居を決意するに至った経緯を被申請人に理解させるため、同月19日、被申請人に騒音測定に来てほしいと連絡し、申請人宅を訪れた工事担当のfに対し、同月5日に行った測定と同様、単管パイプを倒した音を測定してほしいと要望した。fがこれに応じて、その作業音を申請人宅内で測定したところ、既存サッシ、防音サッシ及び遮音カーテンを閉めた状態で35～45dB程度であった。申請人は、fに対し、就寝中もその作業音により目覚めてしまうこと、規制基準である85dBは日勤者のための基準であること、夜勤労働者だからといって睡眠不足に耐えられるものではないこと、これまで作業の中止など無理な要求はしていないことなどを説明し、b工事長に伝えるよう要請した。（以上、甲21、乙10、申請人本人、参考人b）

(m) ところで、申請人は、転居することを決意した同月12日、直ちに物件を探し始め、同月23日ころには、不動産管理会社との間で、松戸市

内の物件について契約期間を平成22年12月1日から2年間とする賃貸借契約を締結し、その精算書（家賃、敷金、礼金等の合計30万9250円）を受け取った。そして、同年11月25日、被申請人に対して、転居費用の金銭補償をするのかどうか問い合わせ、b工事長からそれを拒否されると、いったんは自費で転居することとして、同年12月28日、申請人宅から転居した。なお、引越業者への支払額は、3万1500円である。（以上、甲7の1・2、21、申請人本人）

(2) 判断

ア 特殊事情の考慮のあり方

(ア) 本件においては、申請人が夜勤者であり昼間に就寝していることから、その場合の受忍限度をどのように判断すべきかが問題となるところ、被申請人は、あくまで昼間の騒音に対する受忍限度は、多数の人々の通常の生活状況を前提とすべきであり、たとえ申請人にとって就寝時間であったとしても、それを前提とすることは許されない旨主張する。

(イ) そこで検討するに、確かに、建設工事騒音に係る法的規制は、夜間就寝する多数者の睡眠の保護と建設工事実施の必要性との調整を図るため、夜間の施工を原則禁止する反面、昼間は相当程度の騒音発生を許容する内容となっており、昼間の施工時間帯に就寝する者が工事現場付近に居住している可能性などは、一般的には前提とされていない。そうすると、施工業者としても、近隣住民の中にそのような特殊な生活状況にある者が存在することを前提として、あらかじめそれに応じた騒音抑制措置を講じることまでは要求されておらず、通常の生活状況にある者を前提とした合理的な措置を講じていれば足りると解される。

しかしながら、個人の生活態様や労働態様が多様化している現代社会においては、昼間に就寝し、夜間に就業又は活動する個人が相当数存在することもまた事実であり、そのような特殊な生活状況にある者も、健

康を維持する上で必要な最低限度の生活環境を確保する権利を有しているというべきであるから、昼間の工事騒音が規制基準値内であれば、いかなる被害も常に受忍しなければならないと解することは相当でない。

したがって、施工業者としては、そのような特殊な生活状況にある者の存在を具体的に認識し得る立場にあり、かつ、工事騒音に関して通常の生活状況にある者を前提とした措置を講じるのみでは、その者の健康を維持する上で必要な最低限度の生活環境を確保することが困難と考えられる場合には、合理的な期間内にその者の事情に配慮することが求められていると解するのが相当であり、このように解することが、国民の生活環境を保全し、健康保護に資することを目的とする騒音規制法の理念にも適うものである。

(ウ) これを本件について見ると、前記認定の事実によれば、申請人は、平成22年9月24日に、家屋調査のために訪れたaの作業員に対して、自らが夜勤者であることと工事騒音の苦情を初めて述べたことが認められる。その苦情は、実際にはaの作業員の失念により被申請人に伝達されなかつたものであるが、aの業務には、騒音振動に関して調査先の住民から苦情や要望があればそれを被申請人に報告することも含まれていると考えられるから、申請人がaの作業員に自らの生活状況を伝えたことにより、同日以降、被申請人は、夜勤者である申請人の存在及びその騒音苦情について具体的に認識し得る立場にあったといえる。

そして、前記認定の事実によれば、平成22年10月18日から同月20日までの間（D棟の建屋解体後的小割作業や基礎解体作業、シートパイル打設作業等が行われていた時期），申請人宅付近の路上における簡易測定で、おおむね50dB台後半から70dB近い騒音レベルが測定されていること、同月23日、同月25日から同月30日までの合計7日間（作業内容はおおむね上記と同じだが、アスファルト舗装の解体・撤

去作業が加わっている。），☆マンション前に設置した騒音計では、L₅値の平均が約78dBとなり、L_{max}では100dBを超える騒音が複数回記録されていること、同年11月8日から同月23日までの間（既存杭の引抜・破碎作業、シートパイル打設作業、補強ソイル施工等が行われていた時期）についても、L₅値では60dB台から70dB台であるが、突発的な騒音としては80dBを超える音が1日の作業中に多数回測定されていることなどが認められるところ、解体作業が開始された同年9月24日ころ以降は、基本的にはこれらと同程度の騒音が発生していたものと推認される。

なお、被申請人が、D棟解体工事の際、建屋外周に防音パネルを設置していたことは認められるが、重機での作業の必要上、北側が全面的に開放されており、経験則上、D棟の北側に存在する申請人宅への騒音に関して、このパネルによる防音壁としての効果（透過損失や回折効果）を期待することはできない。また、被申請人は、本件工事の当初から、北敷地外周に鋼製仮囲いを設置していることも認められるが、その高さは約3mにすぎず、上方は完全に開放されているから、経験則上、被申請人宅に到達する騒音との関係では、その透過損失も大きなものは期待できない。

そして、心身の健康を維持するためには、日々一定の睡眠時間を確保することが不可欠であり、数か月間であっても、睡眠妨害を受けることは相当の苦痛を伴い、それによって健康影響が生じる場合もあり得るところ、松戸市条例が、午後7時から翌日午前7時までは特定建設作業に伴う騒音の発生を禁止していること、特定事業場に係る規制基準では、近隣商業地域における夜間（午後10時から翌日午前6時まで）の基準を50dBと定めていることなどを考慮すれば、上記のような本件工事の騒音レベルは、就寝に必要な静謐を害するに足りるものであり、申請

人は、夜勤者として、午前10時30分ころから夕刻までの時間帯を就寝に充てていたものであるから、勤務中の仮眠時間や、休日における夜間の就寝を考慮しても、本件工事の騒音により相当程度の睡眠妨害を受けていたと認めるのが相当である。

(イ) これらの事情を総合すると、被申請人は、本件工事に関して、通常の生活状況にある者を前提とした騒音抑制措置（低騒音型重機の使用、仮囲いや防音パネルの設置など）は講じており、騒音レベルも規制基準値を超えていたとは認めるに足りないから、被申請人が申請人の特殊事情を認識し得る状況になるまでは、申請人との関係でも個別的な配慮をする義務が生じることはないが、他方で、夜間の規制値などを考慮すると、上記のような解体工事等から発生する騒音に対しては、こうした一般的な措置のみでは、申請人の健康を維持する上で必要な最低限度の生活環境を確保することが困難であったと考えられるから、被申請人は、申請人の特殊事情を認識し得る状況となった平成22年9月24日以降、合理的な期間内に申請人の事情に一定の配慮をすることが求められていたというべきである。

イ 受忍限度の判断

(ア) そこで以下では、同日以降に生じた申請人の騒音被害が、社会生活上の受忍限度を超えていたかどうかについて、その間になされた被申請人の対応をふまえて検討する。

建設工事等の施工に伴う騒音による被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、当該工事現場等の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超える

ものかどうかによって決すべきである（最高裁平成6年3月24日第一小法廷判決・判時1501号96頁参照）。

(イ) これを本件について見るに、前記認定の事実によれば、申請人が平成22年9月24日にaの作業員に伝えた騒音苦情は、当該作業員が失念したため被申請人に伝達されず、さらに被申請人は、同月30日に申請人から直接苦情を受けた際、申請人が夜勤者であり本件工事の施工時間帯に申請人宅で就寝していることを明確に認識し、騒音対策を講じることも求められたが、個別の配慮・対応を拒絶し、その後も申請人に連絡をすることはなかった。

また、建設工事に関する騒音の中でも、解体工事に係るものが最も大きな騒音に属することは経験則上明らかであるところ（被申請人も、申請人に対して、解体工事が終了すれば騒音も低減されると繰り返し説明している。），申請人から苦情があった時期は、まさに解体工事を実施している最中であったにもかかわらず、被申請人は、低騒音型重機を使用していることなどを根拠として、騒音測定もせずに本件工事の騒音は規制基準値内であると説明したのみで、実際に簡易な騒音測定を始めたのは、申請人から直接苦情を受けてから2週間以上経過した同年10月18日以降であり、自動計測式の騒音計を設置したのは、同月23日以降であった。

このように、被申請人は、申請人から苦情を受けた当初、何ら具体的な措置を講じなかっただけでなく、騒音測定による被害実態の把握も遅れており、被申請人に求められていた個別的な配慮・対応は全くなされていなかつたといわざるを得ない。

一方、申請人に生じた睡眠妨害が切実な問題であったことは、申請人が解体工事開始後間もない時期に、自らが夜勤者であることを告げて被害を訴えていること、それ自体肉体的・精神的負担となる転居を早期の

段階から検討していること、被申請人が費用を支出しないと分かった時点で直ちに自費による転居を決断していることなどからも明らかである。

(ウ) 他方、被申請人は、平成22年10月21日に防音対策に関する協議を行った後、同月25日には申請人宅に遮音カーテンを取り付けるとともに工事現場側に防音シートを設置し、さらに同年11月4日に申請人宅に防音サッシを設置したことにより、施工中であっても申請人宅内では45dB程度の環境が確保されたことが認められる。なお、北敷地では、同月27日ころから杭打工事が行われており、その工事内容からすると相当程度の騒音の発生が推測されるが、それが防音サッシを閉めた状態でもなお申請人宅室内に高いレベルで到達していたことを認めるに足りる証拠はなく、申請人も同月19日以降は、被申請人に対して申請人宅での騒音測定を求めていない。

そして、本件工事現場や申請人宅の存在する地域は近隣商業地域であることから、特に静穏の保持を必要とする地域ではなく、本件工事が行われていない日曜日や、昼間の休憩時間中、夕刻の作業終了後などの騒音測定結果（別紙5「平成22年11月測定結果」参照）を見ると、本件工事の作業の有無とは関係なく、申請人宅周辺では55dB前後の騒音が発生していたことが認められる。さらに、前記(1)エ(ク)から認められる既存サッシの騒音低減効果を考慮すると、上記の45dBという騒音レベルは、本件工事が行われていない日に通常のサッシを閉めた状態（すなわち、申請人宅内の従前の騒音レベル）と大きく変わらないものと考えられる。

(エ) 以上を総合すると、平成22年9月24日以降、同年11月4日に防音サッシを設置するまでの被申請人の対応は、申請人の最低限度の生活環境を確保する上で必要な配慮をしたとはいえず、申請人に生じた睡眠妨害の程度も軽視することはできないから、その被害発生が申請人側の

事情による部分があることや、被申請人が特定建設作業の騒音に係る規制基準を一応遵守していたこと、当該地域が近隣商業地域であることなどの事情を考慮しても、同年9月24日から合理的期間を経過した後に生じた被害は社会生活上受忍すべき程度を超えるものというべきである。そして、被申請人が申請人の事情に配慮して一定の措置を講じるのに必要な合理的期間は、事案の性質や現実の対応等を考慮すると、1週間程度と考えるのが相当である。

これに対し、同年11月4日以降は、被申請人が講じた防音対策によって騒音低減効果が認められ、申請人の事情に配慮した対応がなされたものと評価することができるから、その後に生じた申請人の被害については、社会生活上受忍すべき程度を超えるものとは認められない。

(オ) なお、被申請人は、平成22年10月1日以降、申請人の苦情に対してきちんと対応をしていること、低騒音型重機を使用し、規制基準も遵守していること、夜勤者であることは申請人の選択によるものであるし、勤務中も仮眠が摂れていること、本件工事は公共性が高いことなどからすれば、申請人の被害が受忍限度を超えるという判断はあり得ないと主張する。

しかしながら、上記のとおり、申請人からの苦情を受けた当初の被申請人の対応は必ずしも真摯なものとはいえず、基本的に個別の配慮・対応は一切行わないという硬直的な態度で申請人に接していたものと認められる。そして、特定建設作業に係る規制基準を遵守することは、施工業者として最低限要求される周辺住民への配慮であって、それさえ遵守していれば、いかなる場合でも他者との関係で不法行為が成立しないというものではない。このことは低騒音型重機の使用についても同様である。また、申請人に勤務中の仮眠時間や休日があるとしても、これをもって睡眠が足りているとか、数か月程度の睡眠妨害には耐えられるなど

と評価することはできない。さらに、本件病院における医療行為が地域住民の生命や健康の維持に寄与するものであるとしても、その公共性の高さがそのまま建物の解体・建築工事についてまで認められるものではなく、工事騒音被害との関係では、その公共性は特段重視されるべき事情とはいえない。

したがって、申請人には受忍限度を超える被害が一切生じていないとする被申請人の主張は採用できない。

(カ) 他方、申請人は、自らが眠れる環境を提供することが被申請人の義務であるかのような主張をし、本件工事の施工開始から申請人が転居するまでの全期間にわたり、騒音被害が受忍限度を超えているとすると、一定の環境の下で申請人が眠れるかどうかは極めて主観的・心理的な問題であり、受忍限度の判断との関係では、上記のとおり、防音対策等により、一般的に見て最低限度の生活環境を確保できるよう配慮した対応がなされれば足りるというべきである。また、被申請人が転居費用の負担を拒否し、防音対策を選択したことについても、そのこと自体が直ちに不合理とはいはず、結果的にも相当程度の騒音低減を実現していることから、施工業者として不適切な選択であったということもできない。

したがって、申請人の上記主張は採用できない。

ウ　まとめ

以上によれば、平成22年9月24日から1週間が経過した同年10月1日から同年11月4日までの間に生じた申請人の騒音被害は、社会生活上受忍すべき程度を超えるものと認められるから、被申請人は、かかる被害と相当因果関係のある損害について、不法行為に基づく賠償義務を負う。

2　争点(2)（因果関係のある損害発生の有無と損害額）について

(1)　転居費用について

前記1(1)エ(ケ)及び(コ)認定の事実によれば、申請人は、被申請人による

防音対策では十分な効果が得られていないと感じていたことから、 b 工事長からの更なる対策案を断り、 転居を決意したものであるが、 前記のとおり、 平成 22 年 11 月 4 日以降に生じた騒音被害は、 社会生活上の受忍限度を超えるものとは認められないから、 被申請人がそれ以上の対応を行わなかつたからといって、 不法行為が成立することはないとすべきである。

したがって、 申請人の転居費用は、 本件工事による騒音被害と相当因果関係のある損害とは認められず、 申請人の主張は採用できない。

(2) 治療費等について

前記認定の事実によれば、 申請人は、 a に対して騒音苦情を述べてから 1 か月以上にわたり、 被申請人から十分な対応がなされないまま解体工事等に伴う騒音にさらされていたことが認められ、 さらに、 証拠（甲 6 の 1 ・ 2 , 7 の 3 ないし 7 の 6 ・ 13 ）によれば、 申請人は、 平成 22 年 10 月 29 日に斎藤内科・心療内科クリニック（診療費 1440 円）及び北松戸メディカルクリニック（診療費 2210 円）を受診し、 同メディカルクリニックでは睡眠導入剤の処方を受け（薬代 580 円）， 同年 11 月 5 日にも再度同メディカルクリニックを受診し（診療費 1400 円）， 精神安定剤の処方を受けたこと（薬代 340 円）が認められる。

しかしながら、 一般に不眠症には様々な要因が考えられ、 上記のような処方を受けたことのみでは、 申請人が本件工事の騒音により不眠症に罹患していたことが認められないから、 診療費及び薬代については、 騒音被害と相当因果関係のある損害として認めることはできない（なお、 交通費については、 通院費としての請求と考えられるが、 上記のとおり、 診療費等につき相当因果関係が認められない以上、 交通費も認めることはできない。）。

また、 耳栓（577 円）については、 その購入時期が平成 22 年 9 月 16 日であるところ（甲 7 の 10 ）， この時期は、 未だ申請人が工事騒音について苦情を述べる前である上、 施工内容も仮囲いの設置などの準備作業を行つ

ていた程度であるから、北敷地への車両の出入り等はあるとしても、睡眠妨害が生じるほどの騒音が発生していたとは推認できず、違法な権利侵害があるとまでは認められない。さらに、栄養ドリンクやカフェイン飲料等（約3000円）については、通常の生活においても飲用するものであるから、特段の事情のない限り、騒音被害との相当因果関係を認めることはできない。

(3) 慰謝料について

前記のとおり、申請人は、平成22年10月1日から同年11月4日までの1か月余りにわたり、工事が行われなかつた日や申請人の休日を除いて毎日、本件工事の騒音による睡眠妨害を受けていたと認められ、表-1や別紙5の数値から窺われる本件工事の騒音の程度や被申請人の対応等、本件に顕れた諸事情を考慮すると、上記期間に申請人に生じた肉体的・精神的苦痛に対する慰謝料としては、10万円を認めるのが相当である。

(4) まとめ

したがって、本件工事の騒音被害と相当因果関係のある損害は、10万円の限度でこれを認めることができる。

3 結論

以上のとおり、申請人の本件申請は、不法行為に基づく損害賠償金10万円の支払を求める限度で理由があるからその限度で認容し、その余の申請は理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成24年9月10日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 松 森 宏

裁定委員 柴 山 秀 雄

裁定委員 高橋 滋

(別紙省略)